

令和2年度公益財団法人矯正協会犯罪被害者支援団体助成事業募集要領

第1 目的

公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）が、刑務所作業製品の売上額の一部をもって、犯罪被害者支援団体の活動を助成することにより、受刑者の贖罪意識の醸成と刑務所作業提供事業に対する一般国民の理解の増進を図るとともに、同団体による矯正施設における矯正活動を支援し、もって犯罪及び非行の防止に寄与することを目的とするものです。

第2 助成の対象となる団体

助成の対象となる団体は、日本国内に設置された犯罪被害者の支援を行う団体で、構成員たる会員が主として犯罪被害者であり、その活動の内容が次の各号に該当するものとします。

- 1 営利を目的としていないこと。
- 2 原則として、支援の対象範囲を特定の地域、特定の犯罪又は犯罪被害者に限定せず、かつ、支援の対象者を犯罪被害者及びその家族、近親者としていること。
- 3 犯罪被害者の支援活動として行う講演等において、刑務作業（事業部作業）の広報に資する活動を行うとともに、矯正施設での改善指導等の実施に資するための活動を行うこと。

第3 助成の対象となる期間

助成の対象となる期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとします。

第4 募集

この助成は、本会ホームページに募集要領を公開し、助成を希望する団体を公募することにより行います。

第5 応募要領

1 申請書等の提出

- (1) 助成を希望する団体は、受付期間内に下記の書類を持参又は郵送により提出してください。
 - ア 犯罪被害者支援活動助成金交付申請書(別紙様式1)
 - イ 犯罪被害者支援活動実施計画書(別紙様式2)
 - ウ 犯罪被害者支援活動費積算書(別紙様式3)

- エ 令和元年度に助成金の交付を受けた団体においては、直近の財務諸表又は同年度の助成金の収支を明らかにする帳簿の写し
 - オ 令和元年度に助成金の交付を受けていない団体においては、直近の財務諸表又は直近の年間収支が確認できる帳簿の写し
- (2) 申請書類提出後に申請を取り下げる場合には、理由を付して申請の取下書を提出してください。

2 提出先及び問合せ先

〒165-0026 東京都中野区新井3-37-2

公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部管理課長

電話 03-3319-0621

FAX 03-3319-0090

E-mail: jigyoubu josei@kyousei.or.jp

3 受付期間

令和2年3月27日(金)から同4月17日(金)まで(17日消印有効)

第6 助成の条件

助成金の交付を受ける団体は、次の各号を順守しなければなりません。

- 1 助成の申請に当たり提出した犯罪被害者支援活動実施計画書に基づく活動の遂行及び助成金の支出について、翌年4月末日までに犯罪被害者支援活動実施報告書(別紙様式4)及び犯罪被害者支援助成金支出内訳(別紙様式5)をもって本会に報告すること。
なお、年度中において中間報告を求められた場合には、速やかにこれに応ずること。
- 2 助成の申請に当たり提出した犯罪被害者支援活動実施計画書と重要な部分において異なる内容の活動を実施しようとする場合には、あらかじめ本会会長の承認を受けること。
- 3 助成金の収支を明らかにする帳簿を備え、証拠書類を整えとともに、活動年度の終了後5年間はこれらを保管すること。
- 4 助成の決定が取り消された場合には、第11に定めるところにより、交付された助成金を返還すること。

第7 審査

審査は、提出された申請書類に基づき、次の事項について行います。

- 1 助成の対象となる活動が適正かつ有効に計画されていること。
- 2 助成の対象となる団体により申請がなされていること及びその団体が助成の条件を誠実に順守すると認められること。

3 その他申請手続が適正に行われていること。

第8 助成の決定と公表

審査の結果は、申請のあった団体に対し、令和2年6月1日までに犯罪被害者支援活動助成金交付決定通知書（別紙様式6）により通知するとともに、助成することに決定した団体の名称及び助成内容を公益財団法人矯正協会のホームページにおいて発表します。ただし、助成金の総額は、当該年度の助成金予算額の範囲内とし、助成を行う一団体当たりの助成金の額は、特別の場合を除き、250万円を限度とします。

第9 活動の中止等の報告

助成金の交付を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく本会会長に報告してください。

- 1 助成の対象となる活動の内容を変更しようとするとき。
- 2 助成の対象となる活動を中止又は廃止するとき。

第10 決定の取消し

1 助成を受ける団体が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、助成の決定の一部又は全部を取り消すことがあります。

- (1) 第2に定める団体に該当しない場合
 - (2) 第6の1ないし3に定める条件のいずれかに違反した場合
 - (3) 交付を受けた助成金を他の目的のために使用した場合
 - (4) 提出された資料の内容が重大な部分において事実と異なる場合
 - (5) 第9の活動の中止等の報告により、助成の対象としてふさわしくなくなった場合
- 2 助成の決定の取消しをした場合には、助成を受ける団体に対して、犯罪被害者支援活動助成金の交付取消等決定通知書（別紙様式7）を送付します。

第11 助成金の返還

- 1 助成を受ける団体は、助成の決定の一部又は全部が取り消された場合には、定められた期限までに、交付を受けた助成金のうち取り消された部分の全額を返還していただきます。
- 2 助成を受ける団体は、活動実施計画の変更その他の理由により、年度末までに支出されなかった助成金がある場合には、翌年の4月末日までに余剰金の全額を返還していただきます。